

第8回基本法検証部会へのコメント

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

吉高 まり

食料・農業・農村をめぐる情勢の変化（農村の振興）資料に関しまして、P47に記載の論点について、これまでの検証部会や、委員を務めている他省での議論等も踏まえ、以下、問題意識等コメント申し上げます。

1. 将来の食料消費者に対する教育の必要性について

食料・農業・農村基本法第12条（消費者の役割）では、「消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深め、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。」と規定されている。農村から都市部への人口流出だけでなく、日本全体で人口が減少している中、農村のインフラの状況等を含めた農村の現状を知り、理解を深めてもらうために、将来の食料消費者である若い世代が、小さいころから聞き学べる機会を持つことが重要であるものと思料する。小学生からSDGs教育が義務化されているなど、若い世代はSDGsネイティブである。生物多様性や農業と密接不可分である気候変動問題に対して極めて高い感度を持つ若い世代に、現状や課題を正しく知ってもらうことが、農業の活性化や価格転嫁等の課題を解決に導く重要な鍵になると考える。

2. 農業政策におけるデータベース構築・活用の重要性

気候変動対応における物理的リスクのシナリオ分析においても、例えば、極端な豪雨による河川の氾濫確率やそれがもたらす金銭的損害額、交通網の分断、復旧に要する時間等の予測は、基本的な相互に関連するデータベースが構築できて初めて可能であるが、こうした領域において様々な取組みが進んでいる。

農村のインフラの維持についても、急速な人口減少や、限られた予算（含む人的資源）制約の中で、戦略的に優先順位付け等を行うためにも、治水・利水に係るインフラの状況等が適切に把握できていることが前提であり、農業全般において、堅牢なデータベースの構築が望まれる。データベースをもとに、未来予測等を可視化することで、有効な打ち手も考えることができ、生産者や消費者に対する理解も深まるものと考えている。

以 上